

いじめ重大事態に係る調査報告書 (公表版)

令和6年7月

*本報告書は、令和6年5月にいじめ問題対策委員会で作成された報告書を基に、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報に最大限配慮して公表版として東近江市教育委員会
が作成したものです。

小学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書（公表版）

第1部 東近江市いじめ問題対策委員会の概要

東近江市いじめ問題対策委員会（以下「当委員会」という。）は、令和4年12月に市教委から委嘱を受けるかたちで発足し、活動を開始した。

市教委から4つの職能団体等へ委員の推薦依頼がなされ、各団体等から推薦を受けた4名（弁護士、教育の専門家、医師、臨床心理士）によって構成されることとなった。

活動については、「いじめ防止対策推進法」に則りつつ、文部科学省発行の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を踏まえて実施した。

第2部 いじめ行為の事実認定と分析

1 事案の概要

東近江市立小学校（以下「当該校」という。）児童（以下「当該児童」という。）は、入学当初から同級生だけでなく他学年の児童からも被害に遭っていた。

令和3年度には、当該児童が被害者となる事案が3件発生した。これらは東近江市教育委員会（以下「市教委」という。）においていじめとして認知されており、加害児童による当該児童への謝罪もその都度行われていた。

当該児童が進級してからもいじめと認知される事案が何件も発生し、当該児童は「学校を替わりたい」と言うようになった。

令和4年7月1日、担任が在室している中で発生した大縄跳びの事案での当該校と市教委の対応が当該児童の保護者（以下「当該保護者」という。）の納得できるものではなく、当該保護者の失望感を抱かせるものとなった。

当該保護者は当該児童が安心して学校生活を送れるか疑心暗鬼となり、当該児童を登校させないと断言し、区域外就学を市教委に申し入れ、最終的に区域外就学を認められることになった。

市教委の対応は当該保護者の思いとは温度差があり、著しく信頼を損なうこととなり、事実を解明するために第三者による調査を要望することになった。

2 当委員会が認定したいじめ行為

いじめと認知したものは8件、当委員会はいじめと考えるが資料やヒアリングからは確認できなかったものは2件であった。

3 当該校の対応

校長、教頭、学年主任、担任からのヒアリングでは、一様に当該児童、当該保護者に対して組織的対応が十分でなかったことを謝罪しているが、管理職と担任のいじめに対する認識が共有されていなかったために、全校一丸となった対応が出来なかったと思われる。

4 市教委の対応

市教委は学校への指導をする立場で学校と保護者の間に入って行くことは難しいという認識であった。当該校から当該児童へのいじめの事案はたびたび市教委に報告されており、また、当該保護者からも訴えがあったにもかかわらず、7月1日の事案も組織としては当初重大事態に準ずるという認識で、9月末に初めて重大事態と認識した。

調査委員会の設置に関してもその決定過程は不明朗であった。市教委の対応は終始一貫せず当該保護者の不信感を一層深めることとなった。

5 いじめと当該児童の転出との因果関係

当該児童及び当該保護者、当該校、同級生及び保護者、市教委からのヒアリングを実施し、当該児童に対するいじめの実態と当委員会の設置、並びに区域外就学に至った経緯を調査した。

第3部 いじめの背景・原因分析

1 当該学級の状況と当該校の対応と本件いじめ案件との関連

- ・当該学級は、令和3年度の2学期以降、児童間の授業中の嫌がらせや暴力等(以下「加害行為」という。)があった。そして、加害行為を「遊び半分」「遊び感覚」と捉え、「いじめ」との認識を持たずにいた同級生もいた。
- ・複数の同級生が加害行為の被害を受け、中には、被害を受けることの回避のために、加害に加わっていた同級生もいた。
- ・当該校は、当該学級に複数の教員で対応する必要性を認識しつつも、十分な体制を組めなかった。
- ・当該学級において児童間のトラブルが生じた際の対応は、子ども同士で解決する力をつけることが優先されていた。

当該学級は、いじめの生じやすい状況にあったと言える。しかし、当該校は十分な対応ができずにいた。さらに、いじめの認識を持たずに加害行為に至った同級生、いじめ被害の回避のために加害行為に至った同級生もおり、当該校は、いじめとして被害児童のケア、加害児童の指導・支援に当たることが重要であったが、その対応は不十分であったと言わざるを得ない。当該校のいじめの認識及び対応の甘さ、不十分さが、当該児童へのいじめが継続的に行われ、深刻化していった要因の一つであったと言える。

2 当該校の当該児童へのいじめ対応と本件いじめ案件との関連

- ・当該保護者から、当該児童へのいじめ被害の申立てがあった際には、当該校は事実確認の後、当該保護者に確認内容の報告を行っていた。しかし、進級後に当該保護者が当該校に相談した内容は、当該児童が不眠や身体症状、登校への強い不安などであり、深刻なものであった。この点、当該校はより慎重に対応する必要があった。
- ・上記当該保護者からの相談以降、当該校は当該児童への対応として、「複数の教員で見守る」「登校時に校門で、また、下校前に教室で、その日に嫌なことがなかったかを聴き取る」ことを行っていた。しかし、聴き取る場には加害児童もいたことが想像されることや、いじめ被害を訴えることの心理的負担の大きさを考えると、当該校の聴き取りの方法は、当該児童がいじめを訴えられるような状況ではなかったと言える。さらに、当該校の対応内容等当該保護者と共有されていなかった。

- ・当該児童へのいじめを認知していたにもかかわらず、当該児童の安心した学校生活につながる対応が十分にできていなかった。
- ・大縄跳びの件において、聴き取りの不十分さから、事実関係に曖昧な点を残した。
- ・加害児童から聴き取った内容に誤りがないかを被害児童に確認することもあった。当該校の聴き取りは適切でなかったと言える。
- ・いじめの相談を受け、いじめがあることが確認された際には、当該校は生徒指導委員会を開催し、情報共有を行っていた。しかし、記録が残っていないことも少なくなく、また、対応についても具体的に決めていないことがあった。
- ・当該校では、年3回のいじめアンケート及び担任面談等が計画されており、いじめの発見体制はあった。しかし、当該児童が同アンケートにいじめ被害を疑われる記載をしていたにもかかわらず、当該校はアンケート実施日に当該児童に状況確認等ができていなかった。
- ・当該校は、一定の期間が経過した時点で、当該児童に確認することなくいじめ解消としていた。

当該保護者からの申立てへの対応、組織的対応の不十分さ、いじめ解消の認識など、当該校のいじめの認識と対応は不十分であったと言わざるを得ない。そして、当該児童及び当該保護者の申立てへの対応の不十分さ、当該児童への聴き取りの不適切さ等は、当該児童がいじめ被害を訴えることを難しくさせるとともに、いじめ被害を自身で最小限に抑えようとさせるため、いじめが遊びやふざけの様相を持ち、周囲からわかりにくくさせる可能性につながる。そのため、いじめ事案への初期対応は特に重要であり、まず被害者が安心して学校生活を送れることを優先することが大切であるにもかかわらず、当該児童は継続的にいじめ被害に遭い、その被害は深刻化している。当該校は、当該児童の安心な学校生活の確保とともに、その要因を分析し、対応を考えなければならなかったと言える。

3 市教委の対応

- ・大縄跳びの件の後、当該保護者は市教委に、当該校に相談しても当該児童へのいじめが解決しないこと、そういった状況で区域外就学できるかについて相談している。しかし、市教委は区域外就学の前例がなく難しい旨を伝えている。
- ・その後、当該保護者は市教委に区域外就学について再度相談し、区域外就学の手続を行っている。その際、当該保護者から市教委にいじめの原因等の調査依頼があった。
- ・当該保護者は重大事態としての調査を要望した。しかし、重大事態として調査にあたることが当該保護者に伝えられたのは、約2週間後であった。

いじめによる区域外就学の相談は、深刻な状況を疑う内容である。しかし、市教委の対応は、深刻な状況にある可能性のある当該児童及び当該保護者に寄り添ったものとは言い難い。

また、重大事態の認識について、法には、重大事態を、いじめにより重大な被害が生じた疑いがある事態と定義されている。市教委は、少なくとも区域外就学について相談を受けた時点、若しくは区域外就学の手続が行われた時点で、重大事態として対応する必要があったと言え、市教委の認識不足を指摘せざるを得ない。

4 継続したいじめの当該児童への影響

当該児童は、当該校在籍時、登校への強い不安を抱くだけでなく、目まい等の症状も呈していた。転出後も、頭痛、腹痛の訴えや、朝起きにくいなどの症状があった。さらに、当該校でのいじめ被害状況を想

起する状況では、再体験様の状態を呈することもあった。

転出して1か月半後、当該児童は医療機関を受診したが、医療機関受診以降も、当該児童の症状は続いていた。そして、翌年1月に心的外傷後ストレス障害の診断を受けている。関係した大人は、その責任を十分に受け止める必要があるだろう。

第4部 提言

(学校に対するもの)

1 校長の役割

校長は、学校の教育理念や児童の実態・課題、保護者・地域・教員の願いを踏まえ、学校経営実践を進めている。設定されている学校教育目標やいじめ防止基本方針等が適切か否かについて、状況に応じた見直しが必要である。

2 教育相談の適切な実施

いじめの早期発見のため実施している児童への調査において、個人面談等の教育相談の実施基準が明確になっていない。管理職又は生徒指導委員会が教育相談の在り方について具体的に示唆する必要がある。

3 いじめ防止等のための校内体制の構築

いじめへの対処について、いじめを受けた児童又はその保護者への支援、いじめを行った児童への指導又は保護者への助言について、複数の教職員で対応するとしているが、十分に組み合わせていなかった。いじめ事案について緊急対応が求められる際は、複数の教職員で対応できるよう具体的なマニュアルを作成し、迅速に対処できることが必要である。

4 校内での研修

いじめ事案に対処した教員が周囲に援助を求められず、抱え込んでしまっているケースが見られる。事案によっては、学年を越えたいじめ事案も見られる。課題を解消していくうえで、全校体制で全教職員が懸案となる事案を共有し、再発防止のための研修を徹底することが必要である。

5 学校から市教委への報告

学校は市教委への報告だけで留めることなく、重大事態が窺える課題については市教委と情報の共有を図り、迅速な連携を図ることが何より重要である。

6 当該児童及び同級生の安心安全な学校生活

当該校は地域と関わりが強く、いじめ重大事態は、同級生及び保護者だけでなく、地域に大きな不安を与えた。当該児童は他校へ転出した後も、これまで同様に地域で過ごしていることを踏まえ、積極的に学校の取組を発信し、当該児童が安心して小学校生活を過ごし、中学校に夢と希望をもって入学できるようケアと支援に努める必要がある。

(教育委員会に対するもの)

1 生徒指導上の問題行動における適切な状況把握と的確な対応

市教委として、学校における校長の権限は尊重しながらも、必要に応じて積極的に指導し、解消に至る経緯を的確に整理しておくことが必要である。

2 組織的な対応の推進

市教委における危機管理の認識の甘さから、組織体制が健全に機能していなかった。保護者や地域からの問合せに対する対応マニュアルを整備し、市教委全体として共有する必要がある。

3 教育委員会の役割

児童生徒に係る重大かつ緊急の事態が生じた場合には、速やかに教育委員会を招集し、迅速で組織的な対応に繋げる必要がある。また、教職員への研修に関することは市教委の職務権限であることから、本件のいじめ重大事態を踏まえ、再発防止のための研修を市内すべての公立小中学校を対象に機会あるごとに十分に行う必要がある。

4 保護者等との適切な関係の構築

保護者からの要望に対して、状況に応じて文書等で回答することにより、事案に対しての曖昧さを払拭できる場合は、個人情報公開条例に鑑みながら、取り組む必要がある。

5 いじめを許さない学校風土づくり

本件のいじめ重大事態により、各学校や市内児童生徒及びその保護者、地域の方々に大変な不安と心配を与えた。学校への信頼を取り戻すため、各小中学校のホームページを活用し、学校での子供たちの様子を積極的に発信していく必要がある。

6 地域の子供たちの健やかな成長

当該児童及び同級生は、小学校卒業後の中学校進学について、悩みや不安を持っていることが懸念される。学校と連携しながら中学校とも情報共有を重ね、市教委がリーダーシップを発揮し取り組むことが必要である。